東山御文庫所蔵「立倚子政記」

徳仁親王
木村真美子

学習院大学史料館が西園寺公友氏から寄託されている『西園寺家文書』[1]のなかに、『万一記　条々義』と題する一冊（架蔵番号一―二）が存在する。これは、鎌倉時代後期から南北朝時代初期にかけて活躍した公卿万里小路宣房（一二五八～一三四八）の日記『万一記』のうち、文保三年（＝元応元年、一三一九）から元応三年（＝元亨元年、一三二一）の分を、明応八年（一四九九）九月に東坊城和長（一四六〇～一五二九）が抄出したもので、この年紀を有する写本の祖本にあたるものである。同書を紹介した新田英治氏は、『万一記』は、鎌倉時代後期の朝廷を窺うための貴重な史料であるが、原本は伝わらず、写本すら部分的な抄出と、別記である建武元年（一三三四）八月十七日「一品拝賀記」とが残されているに過ぎないと述べている。[2]

ところがその後、京都御所東山御文庫に収蔵される主要な史料を紹介した『皇室の至宝　東山御文庫御物』（以下、『東山御文庫御物』と略す）が刊行され、第一巻に『万一記』の別記と思われる元亨四年（一三二四）八月十九日「立倚子政記」（勅封四五―七）の写真（部分）および解題が掲載されていた。[3]それによれば、『万一記』の自筆原本と見なされるものが現存するというのである。

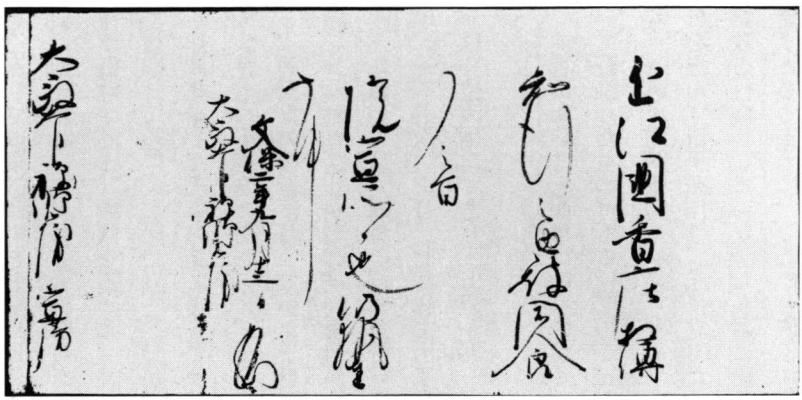
以来、確認の望みを抱いていたところ、ようやく昨年（二〇〇八）同文庫御物の曝涼に際して当該史料を披見する

機会を得、その結果、「立倚子政記」は宣房の自筆にかかるものであると確信した。また、同書は『歴代残闕日記』巻五五に収載され、全文が知られるものの、誤写が多く利用には注意が必要であった。さらに、『東山御文庫御物』でも全体像が提示されているわけではない。それゆえ、今後の研究のためには全文翻刻が必要だと考え、ここに紹介するものである。

まず、東山御文庫所蔵「立倚子政記」の書誌について略述しておく。同書は、楮紙三紙を貼り継いだ巻子装であるが、表紙および軸は加えられていない。また内題、外題ともにない。そのため書名は、江戸時代後期にはまだ付されておらず[4]、近代の整理に際して、本文一行目に「今日立倚子政也」とあるところから便宜付したものであると思われる。法量は、縦三一・九糎、横全長一五三・四糎（第一紙から順に五〇糎、五一・八糎、五一・六糎）である。全体にわたって水を被ったことによると思われる変色があり、カビの痕跡が目立つ。さらに虫損もあるため、総裏打ちが施されている。

次に、本書が万里小路宣房の手になる自筆原本であることを確認しておきたい。翻刻とともに後掲した写真が本書のすべてである。人名の表記の仕方に注目すれば、他の人物を記すときには、官位に応じた表記がなされているが、宣房は諱のみを記しており、宣房の手になる記録だということは明らかである。

さらに、紙や筆の感じは、鎌倉時代後期の雰囲気をたたえているが、はたして宣房自身の筆になるものか、あるいは近い時代の他者による写しであるかについて検討する必要がある。宣房の筆跡には個性が強く表れており、近年、その手になる院宣の筆跡を分析した和田幸大氏の論考[5]が発表されている。ここでも、宣房の奉じた院宣（〈参考史料写真〉参照）を一点掲出したい。国立歴史民俗博物館所蔵田中穣氏旧蔵典籍古文書のうちの文保二年（一三一八）九



〔参考史料写真〕
後宇多法皇院宣（国立歴史民俗博物館所蔵）

月十三日付後宇多法皇院宣[6]である。現状は掛幅装で、もと懸紙の上書きであったと思われる部分を切り取って末尾に貼り継いである。その上書きの署名と、本書における「宣房」という文字や、本文中の「所」という文字などは極めてよく似ており、同筆と考えて良さそうである。和田氏は、宣房の筆跡について、「左払いの線を長く書く傾向があり、文字のバランスとしては左下に重心をとった文字も多く見られる。（中略）字間が接近しているため、文字と文字との連綿線は、左方向へ大きく弧を描くような運筆となり、字座の中に次の字が入り込む事も多い」等の特徴を指摘しているが、正しくその通りであり、本書は宣房自身の筆にかかるものだといえる[7]。

また、冒頭に日付のみならず年月を付しているところから、日次記の断簡ではなく、これだけで完結した別記であることがわかる。すなわち、本書は宣房の日記である『万一記』別記の自筆原本であることが確認されたわけである。

以下、記主である宣房の伝記を述べておく。万里小路家は、藤原氏北家勧修寺流。宣房は、正嘉二年（一二五八）に生まれた。初名は通俊。父は従三位資通、母は石清水八幡宮別当法印宗清の女。文永八年（一二七一）叙爵[8]。正安三年（一三〇一）大覚寺統の後二条天皇の五位蔵人に

補任されて以来、頭角をあらわして速やかに昇進。少・中弁、蔵人頭等を経て、嘉元三年（一三〇五）従四位上、参議に列せられ、左大弁・大蔵卿等を兼ねた。延慶元年（一三〇八）に後二条天皇が若くして崩じ、持明院統の花園天皇が践祚すると、参議を退いた。文保二年（一三一八）大覚寺統の後醍醐天皇が即位すると、六一歳で権中納言として復帰。「立倚子政記」の記される四ケ月前、元亨四年（十二月に正中と改元）四月の除目で中納言に進んだ。同年九月に発覚した正中の変に際しては、後醍醐天皇の嫌疑を晴らすべく鎌倉に下向するなどの功があり、十月の除目で権大納言に昇進した。さらに、元弘元年（一三三一）二月に大納言となったが、同八月後醍醐天皇が倒幕に失敗すると、同天皇の側近になっていた子息の藤房・季房の両人が謀計に荷担していたため、宣房も与同の嫌疑を懸けられ官職をはなれた。しかし、結局幕府から赦され、持明院統の光厳天皇にも出仕している。後醍醐天皇の領導する建武新政下においては、同流の吉田定房、北畠親房とともに「後の三房」と称され活躍を続けたが、延元元年（北朝建武三年、一三三六）正月、七九歳で出家し、政界から身を退いた。正平三年（北朝貞和四年、一三四八）没。極位、極官が従一位大納言であり、万里小路一品と呼ばれたことに由来して、その日記は「万一記」と呼ばれている。

内容についても簡単に触れておく。本書は、元亨四年八月十九日に行われた外記政および南所申文・陣申文等について記録したものである。この三日前の十六日に、外記政が行われるべき外記庁が大風で倒壊したため[9]、太政官庁に場所を移して行われている[10]。また、「倚子」を立てるというのは、『名目抄』によれば、初任の公卿が著座のときに吉日を選んで倚子を作り、庁に立てたとある。四月に権中納言から中納言になった宣房が、昇進後初めて上卿として外記政を行なうことになったために倚子を立てたのであろう[11]。『延喜式』（第三八・掃部寮）に、親王及び中納言以上は倚子とあるように、ここでも倚子に着したのは宣房のみで、他はみな床子に着している。

外記政[12]とは、平安時代にはじめられた、朝廷の太政官による政務の一形態で、太政官候庁＝外記庁において公卿が諸司・諸国からの上申事項を聴取裁定するものである。本書に即してこの時の外記政等の次第を簡単にまとめると、①結政（かたなし）（弁官による政のための文書整理）、②庁申文（庁の座で諸司・諸国からの申文を弁官に読ませ、上卿が裁決）、③請印（太政官符に外印を捺印）、④出立（移動）、⑤南所（侍従所）申文ならびに同所での酒饌、⑥参内（移動）、⑦陣申文、⑧退出、という流れになっている。

九世紀前半から確認される外記政は、はじめ毎月五日の休日や廃務を除いて毎日行われたとされるが、十世紀後半にはすでに行われない日が多くなり、その後も徐々に減少し、形骸化していったようである。それでも、本書に見るとおり、儀式の次第・所作は鎌倉時代後期になっても変わっておらず、南北朝時代を経て室町時代中期にはまだ行われていた[13]。それは、例えば『薩戒記』応永三十三年（一四二六）七月二十三日条に、「太神宮造宮使官符可被請印之故」に外記政が行われたとあるように、太政官符発給のための請印が必要で、外記政を行わねばならなかったためであろう。あるいは、官符が発給されなくなったことで外記政も行う必要がなくなっていったのかもしれない。寛正五年（一四六四）後花園天皇書写の奥書を有する東山御文庫所蔵『建武年中行事』（勅封六七―六―一二）の政始の項には、同天皇による「中絶」との朱書があり[14]、文正元年（一四六六）同天皇の子後土御門天皇の大嘗祭の過程で行われて[15]以後、廃絶に至ったようである。

なお、上卿の宣房をはじめ儀式の参仕者の多くが諒闇服であったのは、二ヶ月前の六月二十五日に後宇多院が崩御したためである。

最後に、伝来について見ておきたい。本書の転写本としては、東山御文庫に収蔵される別の函に新写本（勅封一六

三―一七）が存在するほか、『洞院家六巻部類』にも「立倚子記」として収められている。[16]『洞院家六巻部類』および類似の史料である『洞院家廿巻部類』はいずれも、鎌倉時代前期に西園寺家から分かれた洞院家において集積された平安・鎌倉時代に関する史料を中心に、おおまかに類別編集した部類記のようなものである。[17]そこに収められた史料の原写本群は、応仁の乱後における洞院家の断絶以後、中院家を経て、天海の手にわたり、さらにその弟子公海の所蔵となって、後西天皇に献上されたことが小倉慈司氏によって明らかにされている。[18]つまり、本書もまた、いったん洞院家に蔵されてから禁裏へと伝えられた可能性の高い史料なのである。

以上、東山御文庫所蔵「立倚子政記」についてわかるところを述べてきた。本書は、従来必ずしも注目されてこなかった鎌倉時代の朝儀をよく伝えるものであり、今後の研究における活用を期しつつ、拙い解題を閉じたい。

注

（1）本史料群については、すでに整理がなされ、目録として『朝廷儀式と公家の生活』（学習院大学史料館編、一九九八年）および『学習院大学史料館所蔵目録一五 西園寺家文書』（同、一九九八年）が公刊されている。

（2）新田英治「西園寺家所蔵『万一記』」（『学習院大学史料館紀要』八号、一九九五年、のち注（1）『朝廷儀式と公家の生活』に再録）。

（3）『皇室の至宝 東山御文庫御物』（毎日新聞社）全五巻。第一巻は、一九九九年刊行。「立倚子政記」は、「いしをたつるまつりごとのき」と訓じている。解題は、詫間直樹氏の執筆。なお、東山御文庫収蔵史料については、小倉慈司「東山御文庫本マイクロフィルム内容目録（稿）」一・二（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯・第二輯所収、思文閣出版、二〇〇三年・二〇〇六年）を参照。

（4）東山御文庫には、元禄九年（一六九六）に作成された「御入記目録」（勅封四五―一―一）があり、「立倚子政記」は「無外題元亨四」と記されている。同じく天明五年（一七八五）の「目録」（勅封四五―一―四）には、

「無外題古物、端云、元亨四年八月十九日、」と見える。

(5) 和田幸大「古文書の筆跡の特徴のとらえ方と比較の着眼点について―吉田定房と万里小路宣房の筆跡を中心に―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一八号、二〇〇八年)。以下、和田氏の説は本稿による。

(6) 国立歴史民俗博物館所蔵田中穣氏旧蔵典籍古文書四七九号。

(7) 和田氏の分析対象も院宣であったが、それ以外では、例えば、展覧会図録『妙心寺』(東京国立博物館・京都国立博物館・読売新聞社編、二〇〇九年)に、京都天授院所蔵の宣房筆の「法華経」巻第二が収載されており、筆跡がよく似ている。一方、陽明文庫には、冷泉為相との勘返状(展覧会図録『宮廷のみやび―近衛家一〇〇〇年の名宝』(東京国立博物館・NHK・NHKプロモーション編、二〇〇八年)に写真が掲載されている)が所蔵されているが、署名がなければ宣房の筆跡であるとはすぐには判じがたい。書状(消息)は、やりとりする二人だけが理解できれば良いため、かなりくずした文字で書かれることも多い。他方、院宣や写経などある程度人目に触れることが想定されるものの方が、当然丁寧に書かれるわけである。院宣との相似性の高い「立倚子政記」も、他者による披見を意識した筆跡であるといえるかも知れない。

(8) 以下、宣房の官途は、おおむね『公卿補任』によるが、中納言昇進については、『道平公記』元亨四年四月二七日条(小川剛生「『後光明照院関白記(道平公記)』解題・翻刻・人名索引」国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』二二号、二〇〇一年)に、権大納言昇進は、『花園天皇宸記』同年十月三十日条による。

(9) 『花園天皇宸記』元亨四年八月十六日条には、「今夜風雨洪水、四十年来未曾有云々、(中略)諸河溢流、民屋多以流失、人馬死者不知数云々、」とあり、まさに未曾有の被害であったことがわかる。さらに、同年八月二十五日付六波羅御教書(和泉淡輪文書。『鎌倉遺文』二八八〇六号)には、この洪水で鴨川堤が大破したことが見えている。

(10) 東山御文庫には、本書のほかに外記政が太政官庁で行われた例を記録したものとして、平安時代末期に藤原頼長が作成した記録を写した「移行外記政於官庁儀式」(勅封四五―六)や鎌倉時代の「政記 弘長三年 官庁儀」(勅封四五―五)等の古写本も収蔵されている。また、同文庫には外記政に関する史料が多く残存し、その

ほとんどが、勅封四五函に見えているので、外記政関係史料としてまとめて収められたと考えることができよう。

(11) 前注(3)詫間氏の解題による。

(12) 平安時代の外記政については、橋本義彦「貴族政権の政治構造」(同『平安貴族』所収、平凡社、一九八六年。初出は一九七六年)、橋本義則「「外記政」の成立」(同『平安宮成立史の研究』所収、塙書房、一九九五年。初出は一九八一年)、曾我良成「王朝国家期における太政官政務処理手続について―庁申文・南所申文・陣申文―」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』所収、吉川弘文館、一九八七年)、吉川真司「申文刺文考」(同『律令官僚制の研究』所収、塙書房、一九九八年。初出は一九九四年)、同「左経記」(同前。初出は一九九三年)等を参照。また、和田英松註解・所功校訂『新訂・建武年中行事註解』(講談社、一九八九年)も参考になる。

(13) 南北朝・室町時代の例としては、『園太暦』貞和二年(一三四六)正月二十三日条、『師守記』同二十八日条、『薩戒記』応永三十三年(一四二六)七月二十三日条等に見えている。但し、『薩戒記』の事例では、本来正月に行われるべき政始が七月になっており、そう遠くない時期に廃絶に至るのもうなずけよう。

(14) 東山御文庫本『建武年中行事』(勅封六七―六―二)。マイクロフィルムによる)。なお、部分の写真と西本昌弘氏による解題が『東山御文庫御物』(注(3)前掲)二に掲載されている。

(15) 『親長卿記』文正元年(一四六六)十月十三日・十五日条、『後法興院記』同十三日条等。

(16) 宮内庁書陵部所蔵藤波本『洞院六巻部類記』五(函号二一七―四三三)による。

(17) 『洞院家六巻部類』『洞院家廿巻部類』については、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続歴史篇(養徳社、一九五一年)、および末柄豊「蒐集文書の史料論―『反町文書』を素材として―」(佐藤道生編『古文書の諸相』所収、慶應義塾大学文学部、二〇〇八年)に詳しい。なお、洞院家旧蔵史料と東山御文庫収蔵史料との関係については、徳仁親王・木村真美子「忘れられた車図―陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』および『車絵』について―」(『学習院大学史料館紀要』一二号、二〇〇三年)、同「『九条家車図』の成立をめぐって―附、学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』解題および翻刻―」(同前一四号、二〇〇七年)においても触れている。

(18) 小倉慈司「「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資

料価値―歴史資料を中心に―」（国立歴史民俗博物館編『和歌と貴族の世界　うたのちから』所収、塙書房、二〇〇七年）。なお、京都山科に毘沙門堂門跡を再興した天海から公海へと伝えられた洞院家旧蔵史料のうち、禁裏に献上されず、今も毘沙門堂に蔵されている史料もある。木村真美子「中世天皇の暦―室町時代の暦の遺品を手がかりに―」（『室町時代研究』二号、二〇〇八年）においてその一部について検討を加えている。

〔付記〕

全文翻刻にあたっては、宮内庁侍従職の、写真掲載にあたっては、同じく宮内庁侍従職と国立歴史民俗博物館の許可を得た。

記して深謝の意を表します。

東山御文庫所蔵「立倚子政記」翻刻

凡例

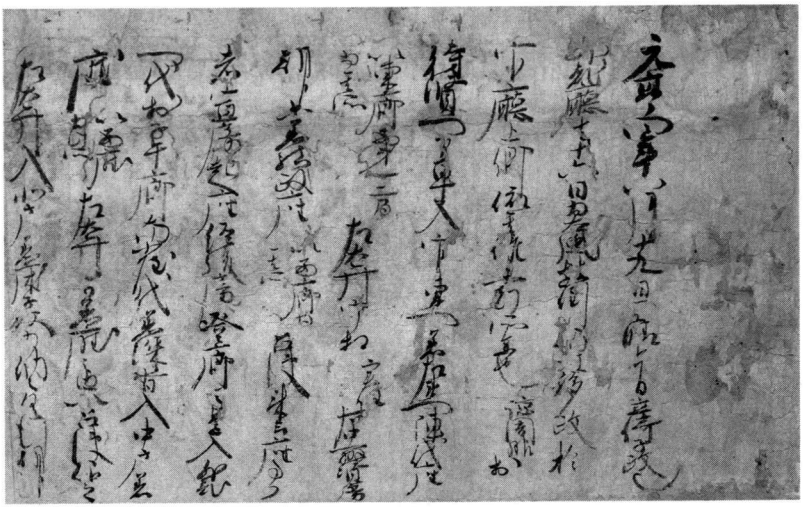
一　漢字の字体は、原則として常用漢字を用いた。

一　文中に適宜、読点（、）および並列点（・）を加えた。

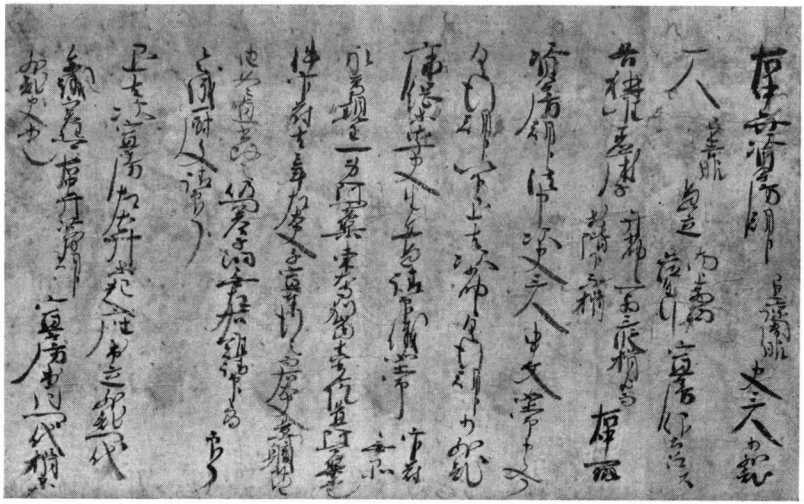
一　校訂注は、原本の文字に置き換えるべきものは〔　〕、参考または説明のためのものは（　）で括った。

一　紙継目の箇所には行末に『を付した。

東山御文庫所蔵「立倚子政記」

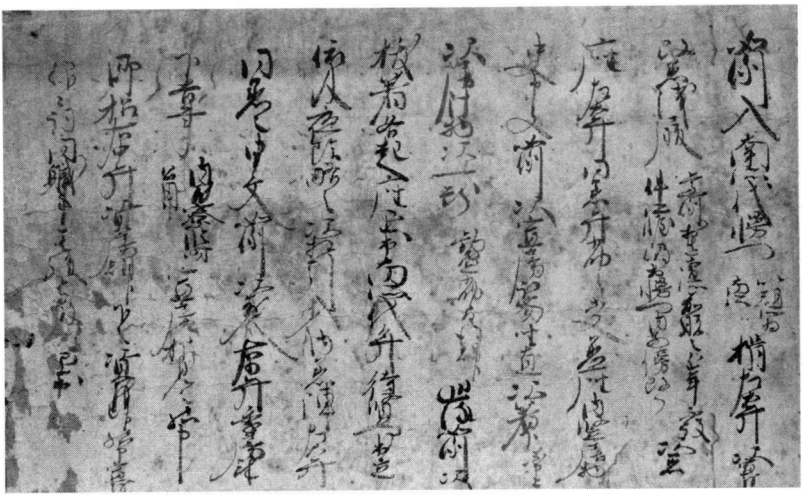


元亨四年八月十九日、天晴、今日立倚子政也、
外記庁去十六日為大風顚倒、仍被移政於
官庁、上卿(万里小路宣房)依其催未刻所参也、諒闇服、於
待賢門下車、入官東門、着左衛門陣代座、
朝臣等着結政座、以東廊西第二間為其所、左大弁宰相(三条)実任、右中弁(清閑寺)資房
者、宣房起座、経後房登廊之台、入外記
門代、於子午廊南小屋代着深沓、入中戸着
庁、以西庁為此所、左大弁可着庁之由、以召使仰之、
左大弁入北戸着床子、次少納言(北畠)具行朝臣、』



右中弁資房朝臣、已上諒闇服、史三人・少外記
一人已上吉服、進立、南上西面、六位重行、宣房仰云、召ス、
各称唯着床子、弁・少納言可為三段揖歟、而於階下不揖、右中弁
資房朝臣法申、次史三人申文如常、申文了
具行朝臣以下退去、次少納言具行朝臣、少外記
(中原)康綱等率史生参進、請印儀如常、官符、無品
永尊親王一身阿闍梨、(聖寿)東大寺別当、真光院置阿闍梨等也、
件官符去々年左大史千宣奉行之、而右大史景職(小槻)奉行之(高橋)
由、(小槻)冬直書改之、仍問答子細、無左右難請印之間、印了
令成厨文請印了、
退去、次宣房、左大弁等起座、出立外記門代、
参議実任卿、右中弁資房朝臣、宣房出同門代揖等」
外記・史等也、

東山御文庫所蔵「立倚子政記」



如例、入南所代幔門、（以朝所為南所）揖左大弁、次宣房
改着浅履、（旧例於造曹所前脱之、近年不設件所幄、仍於幔門内西傍改了）次着
座、左大弁同着、弁・少納言等又着座、内竪居物、
史申文如例、次宣房取笏坐直、次箸下、（不申上、）
次居汁物、次一献、（勧盃少納言具行朝臣、）巡流如例、次
抜箸各起座、退出南所代、弁待賢門出立、
依及夜陰略之、次相引入内着陣、左大弁
同着之、申文如例、次蔵人右少弁季房（万里小路）来、
下吉書、（内蔵寮臨時公用、）宣房披見之結申、
即招右中弁資房朝臣下之、資房朝臣結申、宣房
仰々詞同職事、其後令□（撤）□（弐カ）退出、